

(電子メール施行)
砂第1370号の2
令和2年3月31日

一般社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会会長 様
公益社団法人 全日本不動産協会兵庫県本部長 様
公益社団法人 兵庫県不動産鑑定士協会会長 様

兵庫県県土整備部土木局砂防課長

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定について（通知）

本県の砂防行政につきましては、平素から格別のご理解をいただき厚くお礼申し上げます。
下記1の地区について、下記2のとおり指定しましたので、会員の皆様方への周知をお願いします。

記

1 指定地区

養父市 大屋町

2 指定区域数及び公示日等

(1) 土砂災害警戒区域

新規指定 9箇所（急傾斜地の崩壊9箇所）

令和2年3月31日兵庫県告示第401号

一部改正 22箇所（急傾斜地の崩壊21箇所、土石流1箇所）

令和2年3月31日兵庫県告示第408号

(2) 土砂災害特別警戒区域

新規指定 149箇所（急傾斜地の崩壊120箇所、土石流29箇所）

令和2年3月31日兵庫県告示第418号

3 公示図面の相談窓口（関係土木事務所）

但馬県民局養父土木事務所管理課（電話：079-662-2173）

砂防課管理班 吉井 電話 078-341-7711(代) 内線 4463
--